札障第 3941 号
令和８年（2026 年）10 月 28 日

指定特定（障害児）相談支援事業所
管理者　様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
木下　健二
（公印省略）

「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）」の改訂について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

この度、本市の「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）」について、実務内容に即し下記のとおり改訂いたしました。

各事業所におかれましては、マニュアルに基づき滞りなく計画相談支援業務を実施いただきますようお願い申し上げます。

記

１　改訂したマニュアル

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）

２　改正内容

⑴ 計画（障害児）相談支援の支給取消についての取り扱いについて修正（P45）
⑵ 特別地域加算対象地域の確認方法の修正（P17）
⑶ 就労選択支援についての追記（P11、55）

【担当】
〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課　個別支援担当係長　佐々木
Tel:011-211-2936／FAX:011-218-5181／E-mail:syurou-soudan@city.sapporo.jp